虐待防止のための指針

さがみアットホームナーシングだるま

この指針は、Hani株式会社が設置するさがみアットホームナーシングだるま（以下「事業所」）における利用者の人権擁護、虐待の防止、身体的拘束等の適正化についての指針を定めるものである 。

（虐待の防止に関する基本的な考え方）

児童、配偶者、障害者、高齢者へのあらゆる虐待防止を図り、保護及び自立支援のため措置、利用者の権利利益の擁護に資することを目的とし、いかなる時も利用者に対して虐待を行わない。また、看過してはならない。

（虐待の定義）

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者・施設従事者・保護者・使用者が一生懸命介護・監護・養護をしていたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

1) 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為

<具体的な例>

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛り付けたり、 意図的に薬を過剰に与えたり、身体拘束、抑制をする　　等

2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供 を放棄または放任し、高齢者の生活環境、身体・精神状態を悪化させていること

<具体的な例>

・入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている

・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、 脱水症状や栄養失調状態にある

・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる

・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり、使わせない 同居人による「虐待と同様な行為」を放置する　　等

3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること

<具体的な例>

・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて、子供のように扱う

・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

・配偶者間の暴力(面前DV)　　等

4) 性的虐待

本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

<具体的な例>

・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

・不用意なキス、性器への接触、性行為を強要する　　等

5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を 理由なく制限すること

<具体的な例>

・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の自宅等を本人に無断で売却する

・年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する　　等

（身体的拘束適正化に関する基本的考え方 ）

1) 原則

サービスの提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体制拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図ることを目的とする。

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高く、緊急やむを得ない場合。結果、利用者の生命または身体を保護するためにの措置として身体拘束を行う場合。その判断は、委員会を中心に事業所全体で判断すること。また下記3つの要件を全て満たしていること。

a) 切迫性(利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合)
b) 非代替性(身体拘束以外に代替する介護方法がないこと)
c) 一時性(身体拘束が一時的なものであること)

必ず本人・家族への十分な説明と理解、同意を得るものとする。身体拘束を行ったその状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

（虐待防止・身体拘束廃止検討委員会と担当者、その他事業所内の組織に関する事項）

1) さがみアットホームナーシングだるま虐待防止委員会(以下「委員会」という)を年1回開催し、適切に実施するための担当者を置く。委員会で協議した内容は、事業所従業員全員に周知徹底する。
2) 虐待防止の担当者は、以下に命ずる。
   さがみアットホームナーシングだるま　管理者：羽生田 悠

（虐待防止 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針）

虐待等の防止、身体拘束の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する研修を企画し実施する。　委員会が本指針に基づいて計画した定期的な法定研修(年1回)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修 (eラーニング、または研修)を実施する。

（虐待等が発生した場合の相談・報告の初動対応）

虐待等を発見した従業員は、事態が深刻化しないよう各区・各地区高齢者支援担当と各地域包括支援センターへ相談・連絡・報告する。また、委員会委員へも相談・連絡・報告する。

（虐待等が発生した場合の対策方法）

行政と地域包括支援センターのコアメンバー会議の対策方法に従う。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

虐待の対応として、成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を次に掲げる事項に例示する。

1) 経済的虐待のケース、もしくは、経済的虐待に発展するようなケース
2) 身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所し、その対象者が、多額の財産を持っているケース
3) 身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所したが、認知症により、措置から契約に移れないケース
4) 財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

1) 虐待に係る苦情・相談については、相談者や通報者の個人情報を保護する
2) 虐待発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない
3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問わることはない

附　則

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

この規程は、令和６年１１月１日から施行する。